

技術提案（公募型コンペ方式）実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案（公募型コンペ方式）を募集する。

令和7年12月5日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 委託業務名

第6次おかやまウィズプラン冊子作成業務

(2) 委託業務内容

第6次おかやまウィズプラン冊子作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）の
とおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託金額

1,690,700円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目「大分類5企画・製作」の中の「小分類7デザイン企画」に登録した者であり、格付区分がA又はBであること。
- (3) 入札参加資格者名簿に登載された事務所所在地が岡山県内であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (5) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に規定する指名除外を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の

申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 契約業務に関する事務を担当する課の名称等

岡山県県民生活部人権・男女共同参画課

住所 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話番号 (086) 226-0553

FAX番号 (086) 225-2949

E-mail jinken-danjo@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

(1) 仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間

令和7年12月19日（金）まで（閉序日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課ホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/1009784.html>

(2) 技術提案参加表明方法

ア 提出書類

・技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「確認申請書」という。）

イ 提出期限

令和7年12月19日（金）午後5時（必着）

ウ 提出場所

上記3の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、5(2)イの提出期限までに必着のこと。）

(3) 技術提案参加資格要件の審査等

確認申請書を提出した者について、上記2の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和7年12月23日（火）までに「参加資格不適合通知書」（様式第2号）により結果を通知する。

なお、この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

(4) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

ア 受付期間

本告示の日から令和7年12月17日（水）までの午前9時から午後5時まで
イ 受付方法

「質問・回答書」（様式第3号）を電子メールで上記3へ送信すること。送信後
は、必ず電話で宛先へ届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、岡山県県民生活部人権・男女共同参画課のホームページで
行う。

エ その他

選考に関し、仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てるこ
とはできない。

6 技術提案

（1）提案書の提出

技術提案参加者は、別紙「提案書等の作成要領」により、次のとおり書類を提
出しなければならない。

ア 提出期限

令和7年12月25日（木）午後5時（必着）

イ 提出場所

上記3の場所に同じ

ウ 提出書類

- ・第6次おかやまウィズプラン冊子作成業務提案書の提出について（様式第4号）
1部
- ・提案書6部
- ・見積書 正本1部、コピー5部

エ 提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに
限るものとし、アの提出期限までに必着のこと。

（2）提案書の審査

岡山県県民生活部内に設置する審査会において、提案書等を別に定める審査基
準に基づき書面により審査し、契約の相手方を決定する。

7 委託候補者の選定及び契約の締結等

（1）委託候補者の選定

上記6の（2）による書類審査の合計点が最も高かった者を委託事業者に決定し、
「審査結果通知書（採用）」（様式第5号）により通知する。

その他の者に対しては、「審査結果通知書（不採用）」（様式第6号）により結果
を通知する。

（2）契約の締結

委託候補者の決定後、提出された提案書を基本として当該事業者と岡山県が協

議の上、詳細内容を決定し書面で契約を締結する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5(2)イの期限までに確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記6(1)アの提出期限を越えて提出されたとき。
- (3) 提案書に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (4) 見積書が、上記1(4)の条件を満たさないとき。
- (5) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 技術提案参加者ごとに提案は1案とする。
- (4) 提出した提案書等の追加及び修正は認めない。
- (5) 提案書等の作成に要する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (6) 委託事業者の選定を行うのに必要な範囲内において提出された提案書等を複写することがある。
- (7) 参加者に対して、提出書等の内容について説明を求めることがある。
- (8) 提出した提案書等は返却しない。
- (9) 審査基準及び審査経過については公表しない。
- (10) 業務受託者の決定後、提案内容について一部調整する場合がある。
- (11) 技術提案者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (12) 情報公開の請求に基づき提出された提案書等を開示することがある。
- (13) 落札者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (14) 業務受託者は、契約締結に係る経費の全てを負担する。